(趣旨)

第1条

CCS は、2050 年カーボンニュートラルを実現するための鍵となる技術。一方で、CCS の社会実装に向けては、技術的確立・コスト低減、適地開発や事業化に向けた環境整備が課題となっている。このため、『第6次エネルギー基本計画』(令和3年10月閣議決定)長期のロードマップ(以下、「CCS長期ロードマップ」)を策定し、これら課題解決に向けた取組を官民で連携して進めていくこととしている。CCS長期ロードマップ策定に向けて、行政や産業界、学識経験者から構成される CCS長期ロードマップ検討会(以下、「検討会」)を設立する。

(構成員)

第2条 検討会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(検討会の取扱い)

- 第3条 検討会の取扱いは、以下によるものとする。
 - (1)検討会は、参加者の自由な議論を担保する観点から、一般からの会議の傍聴は行わないこととする。
 - (2) 議事次第及び配付資料については、会議終了後に公開する。
 - (3) 議事要旨については、発言者が特定されないような形で、会議終了後速やかに作成し、公開する。

(事務局)

第4条 検討会に係る事務は、資源エネルギー庁石油・天然ガス課が行う。